平成２３年（フ）第４１６号
神戸市東灘区御影郡家１丁目25番12―204号
債務者　津田　清隆
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４１７号
神戸市東灘区御影郡家１丁目25番12―204号
債務者　津田眞知子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第４３５号
神戸市灘区篠原北町４丁目２番９号
債務者　北村　育美
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７７６号
神戸市須磨区菅の台４丁目公有地市営菅の台住宅3034号
債務者　笹倉由美子
1　決定年月日時　平成23年７月14日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第２１６号
兵庫県伊丹市北園３丁目９番地１佐々木コーポ305号、前住所兵庫県伊丹市緑ケ丘２丁目22番地カサベルデ103号
債務者　兒島　　愛
1　決定年月日時　平成23年７月15日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２３年（フ）第５１４号
兵庫県西宮市高畑町２番２―1203号
債務者　西田　貞昭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５３４号
兵庫県芦屋市陽光町６番３―907号
債務者　古跡　　宏
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５５４号
兵庫県尼崎市武庫町３丁目11番35号　ウエンズ武庫川303号
債務者　宮田絵利香
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５６２号
兵庫県西宮市上之町26番７号
債務者　佐藤　　昭
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５７１号
兵庫県尼崎市戸ノ内町５丁目２番６―205号
債務者　内島　昭久
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８３号
兵庫県芦屋市津知町９番１―209号
債務者　梶　　裕子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５８８号
兵庫県尼崎市額田町６番２―404号
債務者　竹田　勝子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第５９５号
兵庫県西宮市瓦林町20番23号
債務者　藤田　孝二
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

平成２３年（フ）第４４号
兵庫県豊岡市竹野町切濱984番地
債務者　中田　泰子
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
神戸地方裁判所豊岡支部破産係

平成２３年（フ）第１５７号
広島県福山市神辺町字上御領739番地
債務者　藤井　俊輔
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１６５号
広島県福山市駅家町大字坊寺38番地２
債務者　志和知康男
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１７８号
広島県福山市駅家町大字法成寺2433番地１
債務者　吉岡　義文
1　決定年月日時　平成23年７月19日午前９時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

平成２３年（フ）第１３０号
佐賀県鹿島市大字高津原876番地１　一ノ瀬アパート２号
債務者　小林　俊憲
1　決定年月日時　平成23年７月15日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月16日まで
佐賀地方裁判所武雄支部